

経 済 産 業 省

20190329製局第1号
平成31年4月3日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成31年3月29日付け警察庁丙組組企発第118号、警察庁警備局長から平成31年3月29日付け警察庁丙備企発第103号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成31年3月29日付け外務省告示第102号により、国家公安委員会委員長が平成31年3月29日付け国家公安委員会告示第15号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第百二二二号

平成十三年外務省告示第百三十二号及び平成三十一年外務省告示第百三十七号、含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第百三十三号に基き設立された各理事會委員會が平成三十一年三月十三日に行つた決定等に基づき、同理事會決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十九号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、及び第千二百五十五号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を改正する。

外務大臣 河野 太郎

平成三十一年三月二十九日
次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

名 出 発	名 出 発
<p>(別表)</p> <p>1. ～772. [同左]</p> <p>773. ハムザ・ウサマ・ムハンマド・ビン・ラーゼン HAMZA USAMA MUHAMMAD BIN LADEN (original script: حمزة أسامة محمد بن لادن) 称号：不明 役職：不明 生年月日：1989年5月9日 出生地：Jeddah, Saudi Arabia 国籍：<u>サウジアラビア</u> 旅券番号：不明 ID番号：不明 住所：不明 国連制裁委員会による指定日：<u>2019年2月28日</u></p> <p>その他の情報：ウサマ・ビン・ラーゼン (死亡) の息子。 アイマン・ムハンメド・ラビ・アル・ザワヒリ (158. に指定した個人) により、アル・カーイダ (166. に指定した団体) の正式メンバーとして発表された。テロ攻撃を 実行するようアル・カーイダの支持者に対し呼びかけた。アル・ザワヒリの最有力後継者とみられている。同人に 対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障</p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～772. [略]</p> <p>773. ハムザ・ウサマ・ムハンマド・ビン・ラーゼン HAMZA USAMA MUHAMMAD BIN LADEN (original script: حمزة أسامة محمد بن لادن) 称号：不明 役職：不明 生年月日：1989年5月9日 出生地：Jeddah, Saudi Arabia 国籍：<u>不明</u> 旅券番号：不明 ID番号：不明 住所：不明 国連制裁委員会による指定日：<u>2019年2月28日 (2019年3月13日に改訂)</u></p> <p>その他の情報：ウサマ・ビン・ラーゼン (死亡) の息子。ア イマン・ムハンメド・ラビ・アル・ザワヒリ (158. に指定した個人) により、アル・カーイダ (166. に指定した団体) の正式メンバーとして発表された。テロ攻撃を 実行するようアル・カーイダの支持者に対し呼びかけた。アル・ザワヒリの最有力後継者とみられている。同人に 対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別</p>

手配書のウェブ・リンク：

<https://www.interpol.int/en/notice/search/un/6297888>

理事会特別手配書のウェブ・リンク：

<https://www.interpol.int/en/notice/search/un/6297888>

備考 表中の [] の記載は注記による。

○国家公安委員会告示第十五号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十九日

国家公安委員会委員長 山本 順三

名簿記載者公告番号Q1-293（ハムザ・ウサム・ムハンマド・ビン・ラーゼン（HAMZA USAMA MUHAM
MAD BIN LADEN））

1 変更前

国籍 サウジアラビア

名簿に記載された年月日 2019年2月28日

2 変更後

国籍 不明

名簿に記載された年月日 2019年2月28日（2019年3月13日に改訂）